

物価高騰重点支援臨時給付金(低所得者世帯支援枠分)のご案内

この給付金は、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯（令和6年度の住民税非課税世帯）への負担軽減を図るため、臨時的な措置として支援する給付金です。

基準日(令和6年12月13日)において、西都市に住民登録があり、下表の支給対象に該当する場合、給付金を支給します。

支給対象		給付金の額
①	令和6年度住民税均等割が非課税である世帯	1世帯当たり 3万円
②	上記世帯で扶養されている18歳以下の児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童）	1人当たり 2万円

◆**基準日において、下記の状況である世帯は原則対象外となります。**

- ・世帯全員が住民税課税者の扶養になっている世帯
- ・令和6年度の住民税課税の算定基礎となる申告手続きを行っていない者がいる世帯

◇申請を要する方(支給要件確認書・申請書)

※原則、申請不要ですが、口座登録がない世帯主等は、確認書の提出が必要な場合があります。

1. 上表の①または②の支給対象世帯であるものの、令和6年1月2日以降に西都市へ転入した方(世帯)
2. 離婚やDV(ドメスティックバイオレンスによる支援措置)等によって世帯構成が変わったことにより、支給対象となる可能性がある方(世帯)

◇給付金の支給時期

- 1 「支給のお知らせ」が届いた方は、令和7年3月18日に指定口座へ振り込みます。(申請不要)
- 2 支給要件確認書等を市に提出された方は、必要書類等が整った後、3週間を目途に指定口座へ振り込みます。

◇申請期限

令和7年7月31日(木) ※郵送の場合は当日消印有効

◇給付金詐欺にご注意を！

給付金手続きのために、電話や訪問により現金を徴収したり振込依頼をすることはありません。自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

◇お問い合わせ

西都市福祉事務所 地域福祉係

直通0983-43-1206 代表0983-43-1111 (内線2401)

受付時間 平日 午前8時半から午後5時15分まで